

津久見市への定住を促進させるための

住宅に関する3つの補助金制度をご紹介します！

1. 移住者居住支援事業補助金(市外からの転入者対象)

【補助対象者】

津久見市内へ平成28年4月1日以降に転入した方、またはこれから転入される方
(転入日より1年前までの間に津久見に住所を有していた方は対象外)
(就職・転勤・進学等により5年以内に市外へ転出する可能性の高い方は対象外)

【補助金の種類】(補助率・上限額) ※印は補助対象者が住宅所有者でもよい

- ①仲介手数料(10/10・5万円)* ②家財処分(10/10・10万円)*
③新規建設・住宅購入(10/10・100万円) ④住宅改修(2/3・100万円)*
⑤引越補助(2/3・20万円) ⑥移住奨励金(10万円)

(③④を併用する場合は合計で上限100万円とし、県内から移住の場合はその半分を商業協同組合が発行する商品券で交付する)



2. 新婚・移住子育て世帯家賃補助金

【補助対象世帯】 ※該当する世帯には2年間家賃に対する補助金を交付

新婚世帯・・・市内の賃貸住宅に入居する新婚世帯
婚姻の届出日から1年以内で、かつ夫婦の合計年齢が80歳未満の夫婦
子育て世帯・・・市外から転入され賃貸住宅に入居する子育て世帯
中学生以下の子どもがいる世帯
(※転入日より1年前までの間に津久見に住所を有していた世帯は対象外)

【補助金額】

(家賃－家賃手当) ÷ 2 = 補助額 (上限1万円)

新婚世帯は市外からの転入者がいれば1人につき5千円を加算



3. 新築奨励・市内消費喚起事業(市内で使える商品券を交付)

【補助対象者】

市内で新築して1年以内の住宅、もしくは空き家バンク物件を取得した方
住民票を移動してから1年以内に申請書を提出すること

【補助対象経費】 ①新築費用 ②備品等購入経費(住民票を移して1ヵ月以内のもの)

③新築・空き家バンクの購入経費

④新築・空き家バンクの改修経費(住宅購入後3ヵ月以内のもの)

【補助金額】 (①～④の補助対象経費) × 0.4 = 補助額(上限20万円)

中学生以下の子どもがいる場合は5万円を加算



補助要件等の詳細については政策企画課までご連絡ください。

また、下記HPで補助金の詳細をご覧くださいませのでご確認をお願いします。

【問い合わせ】

政策企画課 政策企画班 ☎0972-82-2655

補助金に関する情報(市のHP) ⇒ <http://www.city.tsukumi.oita.jp/site/iju-teiju-joho/>